

■実施契約書(案)に関する質問への回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	7	第4章	25条	1			利用料金体系の決定	「運営権者は、(中略)(指定管理限定施設の利用料金については町の事前の承認を得た上で)運用しなければならない。」とありますが、図書館は利用料金を徴収できません。どのように理解すればよろしいでしょうか？	指定管理限定施設の利用料金とは、「入館料その他図書館資料」以外のものに対する利用料金を想定しています。具体的な例としては、イベントスペースや、会議室を想定しています。
2	9	第5章	33条	2			修繕・更新業務の実施	「指定管理限定施設における必要な修繕・更新(1件当たり200万円以下のものに限る。)として運営権者が実施するものについては、町が当該修繕・更新に要する費用を負担する。」とありますが、上記に当てはまらない修繕・更新はどのようになりますでしょうか？	1件当たり200万円を超える指定管理限定施設における必要な修繕・更新は、町が実施します。運営権設定対象施設における修繕・更新については、金額を問わず、事業者が自らの責任と費用負担において実施してください。なお、やむを得ない事情によりサービス購入料の範囲内で実施することが困難になったと町が認めた場合には、実施契約第33条第3項に基づき、町と対応を協議するものとします。 また、「指定管理限定施設における必要な修繕・更新(1件当たり200万円以下のものに限る。)」が、修繕・更新業務計画書に記載された回数より多く必要となる場合は、その必要性を町に説明し、町の合意を得てから実施してください。
3	12	第9章	44条	5			自主事業	本項目の「所定の利用料金」とは何を想定されていますか？	実施契約第25条第1項において設定された利用料金を想定しています。具体的には、イベントスペースや会議室の利用料金となります。
4	12	第9章	46条	4			自主事業の一部又は全部の終了	本項目は、どのような場合を想定されていますか？	主に自主事業が各種法令に違反する場合や、暴力団との関連があった場合、著しく収益性に欠ける自主事業を実施した場合等を想定しています。これらに限らず、自主事業は、本事業関連書類を遵守したものとしてください。
5	37	別紙5	第1				サービス購入料の構成	松前公園のリニューアル工事の内容が不明なため、工事後の施設維持管理費の算出は不可能と考えますが、いかがでしょうか？	今回の応募にあたって提案いただくサービス購入料に「松前公園内にある体育館のリニューアル工事に伴う施設維持管理費への影響」を考慮する必要はございません。 あくまで現在提示している要求水準や条件等を基に、サービス購入料を検討してください。 なお、「松前公園内にある体育館のリニューアル工事を行った結果」、本事業に要する施設維持管理費が変動する事態となった場合は、町と協議の上、変動への対応を決めることとします。